

一般社団法人横須賀三浦建設協会 職員退職金規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人横須賀三浦建設協会職員服務規則（以下、規則という）第21条及び第22条第1項の規定により職員が退職した場合の退職金の支給について定めるものとする。

(支給範囲)

第2条 この規程は、次の各号に該当する者を除く職員に適用する。

- (1) 試用期間中の者
- (2) 臨時に期間を定めて雇い入れた者
- (3) 嘱託者

(支給基準)

第3条 規則第21条第1項第1号及び第9号及び第22条第1項第1号、第2号及び第4号による退職の場合の退職金は、別表甲欄による。ただし、考慮すべき事由がある場合は、給与委員会（横須賀三浦建設協会職員給与規程第2条第2項）の判断によることができる。

2 前項以外の事由による退職金は、別表乙欄による。ただし、給与委員会で退職金の支給に関することが適当と認められないものはこの限りでない。

(特別功労金)

第4条 次の各号に該当する者は、理事長は給与委員会で特別功労金を決定し理事会の承認を得て支給することができる。

- (1) 業務上の負傷により職務に耐えられず退職したとき。
- (2) 協会の都合により退職したとき。
- (3) 特に功労があつたと認められ退職するとき。
- (4) 在職中の勤務成績が特に優秀と認められ退職するとき。
- (5) その他給与委員会で認めるとき。

(退職準備金)

第5条 協会は、職員退職準備金として積立を行うものとする。

2 職員退職金を補うために、中小企業退職金共済制度に加入することができる。この加入額は、給与委員会で決定する。

(退職金の支給)

第6条 退職金は一時金とし、退職または死亡の日から30日以内に支給する。ただし、中小企業退職金共済事業団の退職金分は、その支給日とする。

(付 則)

この規程は、平成 6年 4月 1日より施行する。

(付 則)

この規程は、平成24年10月 1日より施行する。

(別 表)

| 勤続期間 | 支給率 | | 勤続期間 | 支給率 | |
|------|-----|-----|------|-----|-----|
| | 甲 | 乙 | | 甲 | 乙 |
| 1年 | 0 | 0 | 11年 | 10 | 5 |
| 2 | 1 | 0.5 | 12 | 11 | 5.5 |
| 3 | 2 | 1 | 13 | 12 | 6 |
| 4 | 3 | 1.5 | 14 | 13 | 6.5 |
| 5 | 4 | 2 | 15 | 14 | 7 |
| 6 | 5 | 2.5 | 16 | 15 | 7.5 |
| 7 | 6 | 3 | 17 | 16 | 8 |
| 8 | 7 | 3.5 | 18 | 17 | 8.5 |
| 9 | 8 | 4 | 19 | 18 | 9 |
| 10 | 9 | 4.5 | 20 | 19 | 9.5 |

- (1) 甲欄で20年を超える場合の支給率は、1年につき1.0を加算する。また、乙欄で20年を超える場合の支給率は、1年につき0.5を加算する。
- (2) 退職金額は、基本給に支給率を乗じて算定するものとし、この場合の基本給は、退職時の基本給とする。ただし勤務条件の変更等により退職時の基本給が在職時の基本給を下回る場合は、勤務年数による按分計算により基本給を算定する。